

自治区要望工事(土木ほか)施工

1 目的

道路(市管理)、河川(市管理)等の整備を促進し、市民に安全で快適な生活環境を提供する。

2 対象事業及び担当課

(1) 「豊田市工事申請書」で申請する事業

※工事申請書提出システムで提出できます。また、工事申請書の進捗状況は、工事申請書進捗確認システムで確認できます。

・「4 工事申請書の提出方法」を参照してください。

※市道、法定外道路及び交通安全施設の修繕(☆印)は、道路損傷通報システム(市公式LINEの機能)を利用することができます。

・「5 道路損傷通報システム」についてを参照してください。

<注意事項>

①案件ごとに申請内容を記入し、必ず申請時期を守ってください。ただし、緊急対応が必要な修繕等は、定められた申請時期にかかわらず受付します。また、位置図と状況写真を必ず添付してください。

※位置図は、地図冊子や電子地図等の利用規約を確認し、著作権法等の法令違反とならないものを添付してください。市ホームページにある「とよたiマップ」を御活用ください(利用許可確認済)。

②複数の工事を依頼する場合は、自治区で整理し、優先順位を明確にしてください。

③あらかじめ、工事か所の境界や隣地承諾等の目処を付けておいてください。

④工事申請分は、必要に応じて自治区長立会いのもとで現地調査をし、後日「採択又は不採択」を決めます。

⑤区民等からの申し出により申請する場合は、必要に応じて進捗状況等を申出者と共有してください。

⑥採択された工事の実施は次年度以降となります。「自治区長の交代」がある場合は、漏れの無いよう引き継いでください(申請内容、担当課や担当者名、経過報告等)。

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課
道路 (市道)	新設 改良	道路、橋梁、舗装、 歩道、歩道橋	新設、拡幅の場合、工 事承諾書が必要	4～ 8月	支所	土木課 ☎34-6646 地域建設課 ☎62-0604
		側溝	緊急修繕は随時受付			道路維持課 ☎34-6645 地域建設課
	☆修繕	道路、橋梁、舗装、 歩道、歩道橋、側 溝、街路樹				

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課	
法定外道路 (赤道・里道)	新設改良	舗装、拡幅、 里道橋	現場条件により地元負担金 10%以上が必要、工事承諾書等が必要 緊急修繕は随時受付	4～8月	支所	土木課 地域建設課	
	側溝	舗装、里道橋、 側溝				道路維持課 地域建設課	
交通安全施設	新設改良	カーブミラー、ガードレール、道路照明灯、区画線 (国道・県道・農道は各道路管理者へ)	様式集内「交通安全施設等要望の手引」を参照してください 緊急修繕は随時受付			交通安全防犯課 ☎34-6633	
	☆修繕	区画線は交通安全防犯課	道路維持課 地域建設課				
交通規制	新設移設	横断歩道、信号機、一時停止、駐車禁止、ゾーン30プラス等	交通安全防犯課を経由して公安委員会（警察）へ要望			警察署 各警察署 交通規制係 豊田警察署 ☎35-0110 足助警察署 ☎62-0110	
	修繕	横断歩道や一時停止線等の塗り直し、標識の修繕	警察署へ直接電話、または交通安全防犯課を経由し警察へ要望				
河川	新設改良修繕	排水路	水路用地が確保されること 緊急修繕は随時受付			4～8月	河川課 ☎34-6672 地域建設課
	改良修繕	市管理河川、調整池					
公園	新設	地域広場	申請書受理後、現地確認及び自治区ヒアリングを行います	前年8～7月	支所	公園緑地課 ☎34-6621	
	修繕	都市公園 地域広場 緑地	緊急修繕は随時受付				
土地改良	新設改良修繕	農道、農業用排水路 ※改良区管理の施設は対象外	地元負担金 30%以内が必要 多面的交付金エリア内は、活動組織と事前協議が必要	4～8月	農地整備課 ☎34-6647 地域担当 ☎62-0605		
道路 (林道)	新設改良等	開設、改良、舗装 (なお、事業採択には県と協議が必要となります。)	開設は負担金3%・工事承諾書等が必要		森林課 ☎62-0607		
	修繕		緊急修繕は随時受付				

※1 標識の設置は引き続き申請できます。交通規制にてご要望ください。

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課
その他 (1)	急傾斜地崩壊対策	傾斜地が30度以上であること 傾斜地の高さが5m以上であること 崩壊被害予想人家が5戸以上あること 地すべり防止地域、保安林指定区域ではないこと		随時	県事業	県事業 (市の窓口) 土木管理課 ☎34-6644

- 地域建設課(足助支所内)：足助、下山、旭、稲武地区を担当します。
- 農地整備課地域担当(足助支所内)：足助、下山、旭、稲武地区を担当します。

(2) その他の申請書で提出する事業

※★印は、あいち電子申請・届出システムでの提出も可能です。

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課	電子申請	
原材料支給	農道用排水路	砕石、U字溝、ヒューム管、ため池防護柵等	受益者2名以上(家庭雑排水目的は不可) 土地改良事業用 原材料支給申請書 を提出	随時	支所/農地整備課	農地整備課	★	
	市道側溝等	砕石、U字溝、ヒューム管等	工事施工承認が必要 土木原材料 支給関係書 を提出		支所	道路維持課 地域建設課	-	
	融雪剤	融雪剤	融雪剤支給申請書 を提出			河川課 地域建設課	-	
	排水路	砕石、U字溝、ヒューム管等	水路用地が確保されること 土木原材料 支給関係書 を提出			森林課	森林課 ☎62-0607	-
	林道	砕石等	事前にご相談下さい 林道維持管理用 原材料支給申請書 を提出					
治山事業	山林	申請地の登記地目及び現況地目が山林であること(様式及び手続の流れは様式集を参照) 事業の問合せは、豊田加茂農林水産事務所 森林整備課 治山グループ (☎62-0505) へ連絡してください	6月	県事業	県事業 (市の窓口) 森林課 ☎62-0602	-		
道路	通学路	みどり線通学路表示	各学校にお問合せください	随時	各学校	学校教育課 ☎34-6661	-	

3 豊田市以外が管理する道路等の要望について

(1) 愛知県豊田加茂建設事務所への道路等整備要望について

- 道路の拡幅・新設は、各支所で受け付けし、建設企画課又は地域建設課（足助、下山、旭、稲武地区）で取りまとめて県へ提出します（年1回）。規定の様式はありません。工事申請書を活用する場合は、様式左上の宛名欄の「愛知県知事」にチェックして提出してください。

市の窓口：建設企画課(☎34-6682)

地域建設課(☎62-0604)（足助、下山、旭、稲武地区）

- 維持・修繕は、直接、愛知県へ申請して下さい。

- 河川・砂防・土地改良等の案件は、各担当課へお問い合わせください。

区分	工事内容	申請	受付	工事に関する問合せ
拡幅 ・ 新設	用地買収が伴い、事業化が必要な場合	4～ 8月	支所	豊田加茂建設事務所 道路整備課 ☎35-9321 豊田加茂建設事務所 足助支所 建設課 (足助、下山、旭、稲武地区) ☎62-0093
維持 ・ 修繕	側溝蓋、舗装等の破損など早急な対応が必要な場合 草刈り・樹木剪定等	随時	豊田加茂建設事務所 維持管理課 ☎35-9320 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課 (足助、下山、旭、稲武地区) ☎62-0091	豊田加茂建設事務所 維持管理課 ☎35-9320 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課 (足助、下山、旭、稲武地区) ☎62-0091

* 地域で直接、愛知県へ要望する場合は、建設企画課・地域建設課にご相談ください。

(2) 国管理の道路に関する維持・修繕の要望について

支所へ提出、または直接国土交通省(名古屋国道事務所 豊田維持出張所)へ申請してください。

4 担当及び問合せ先

受付 : 各支所又は各担当課

担当 : 各担当課

道路損傷通報システム（市公式LINEの機能）もご利用ください

（1）利用方法

- ①豊田市LINE公式アカウントを友だち登録
- ②スマート窓口から「道路損傷通報」を選択
- ③トーク画面の案内に沿って道路の区分等を選択
- ④損傷情報（写真・位置情報）を送信



<豊田市LINE公式アカウント>

（2）注意事項

- ①本通報は、豊田市で管理している市道、里道（農道、林道を除く）道路施設の損傷情報提供を受けることを目的としており、必ずしも補修等を行うものではありません。
- ②トークの応答は自動応答となり、豊田市より個別で返信・回答することはありません。（匿名での通報となります。）
- ③24時間通報いただけますが、受信確認は平日午前8時30分から午後5時15分の間に行います。（情報を受信してから、対応まで時間がかかることがあります。）
また、市の判断により、緊急性が低いと判断した場合や他に緊急性が高い案件がある場合等は、経過観察の対応を取ることもあります。
※緊急性が高いと判断するケース：直ちに危険を及ぼすもの（舗装の陥没や倒木等）
- ④本通報では舗装、側溝及びカーブミラー等の新規設置要望は承っておりません。
- ⑤本通報は、市民の方々もご利用いただけます。

問合せ先：道路維持課